

あつまれ前橋スポット 規約

第1章 総則

(名称)

第1条 この団体は、あつまれ前橋スポットと称する。

(事務所)

第2条 この団体は、事務所を群馬県前橋市に置く。

(目的)

第3条 生活に困窮する子どもの食育と学習支援を第一の行動目的とすると同時に「地域の子どもが1人で行ける」、「大人や高齢者も気軽に行ける」場所を目指す。食を媒介とした地域の新しいつながり：年長者の知恵、経験、特技を生かし、子ども達に伝承し、互いが学び、支えあう楽しい居場所づくりをする。

(事業)

第4条 この団体は、協力し、助け合い、地域で安心して暮らせる社会を築くための次のボランティア活動を実施する。

- (1) 地域の子どもの保護者、利用者、およびボランティアスタッフに健康的な食事を提供する。
- (2) こどもの学習支援をする。
- (3) こどもを見守り、地域の交流と居場所作りを行う。
- (4) 行政機関・学校・社会福祉協議会等との連携、相互要請や意見交換の機会をつくる。

第2章 会員

(種別)

第5条 この団体の会員は、次の2種とする。

- (1) 正会員 この団体の目的に賛同して入会した個人又は団体
- (2) 賛助会員 この団体の事業を賛助するため入会した個人又は団体活動会員

第6条 会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、役員会の議決を経て代表が別に定める入会申込書により代表に申し込むものとし、代表は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 代表は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第7条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(会員の資格喪失)

第8条 会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき。
- (2) 本人が死亡し、若しくは失そう宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第9条 会員は、代表が別に定める退会届を代表に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第10条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、役員会の議決により、当該会員を除名することができる。この場合、総会において議決する前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この団体の規約、規則等に違反したとき。
- (2) この団体の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(拠出金品の不返還)

第11条 既に納入した入会金、会費その他の拠出金品は、返還しない。

第3章 役員及び職員

(種類及び定数)

第12条 この団体に次の役員を置く。

- (1) 代表
- (2) 副代表
- (3) 書記
- (4) 会計
- (5) 監査

(選任等)

第13条 監査以外の役員は役員会において選任し、総会において承認を得る。
監査は総会において選任する。

(職務)

第14条 代表は、この団体を代表し、その業務を総理する。

2 副代表は、代表を補佐し、代表に事故があるとき又は代表が欠けたときは、代表があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

3 役員は、役員会を構成し、この規約の定め、総会の議決及び役員会の議決に基づき、こ

の団体の業務を執行する。

4 監査は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 役員の業務執行状況を監査すること。
- (2) この団体の財産の状況を監査すること。
- (3) 前2号の規定による監査の結果、この団体の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは規約に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会に報告すること。
- (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
- (5) 役員の業務執行の状況又はこの団体の財産の状況について、役員に意見を述べ、又は役員会の招集を請求すること。

(任期)

第15条 役員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠又は増員により選任された役員の任期は、それぞれ前任者又は現任者の残任期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(解任)

第16条 役員が次の各号のいずれかに該当する場合は、役員は役員会の議決、監事は総会の議決により、当該役員を解任することができる。この場合、役員会又は総会において議決する前に当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。

第4章 総会

(種別)

第17条 この団体の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第18条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第19条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 規約の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業報告及び活動決算
- (5) 監査の選任又は解任
- (6) その他運営に関する重要事項

(開催)

第20条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 役員会が必要と認め招集の請求をしたとき。

- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的を記載した書面により、招集の請求があったとき。
- (3) 第14条第4項第4号の規定により、監査が招集するとき。

(招集)

第21条 総会は、第20条第2項第3号の場合を除き代表が招集する。

- 2 代表は、第20条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から起算して14日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は書面に代わる電磁的方法によって、少なくとも総会の開催の日の5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第22条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第23条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

- 第24条 総会における議決事項は、第21条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した正会員の2分の1以上の同意があった場合は、この限りではない。
- 2 総会の議事は、この規約に別に定めるもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(会員の表決権等)

第25条 各正会員の表決権は、平等とする。

- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面、又は書面に代えて電磁的方法により表決し、若しくは他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、第23条、第24条第2項、第26条第1項第2号、第45条及び第46条の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第26条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 正会員総数及び出席者数（書面表決者、電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名しなければならない。
- 3 前2項の規定に関わらず、正会員全員が書面により同意の意思表示をしたことにより、

総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 総会があったものとみなされた事項の内容
- (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
- (3) 総会の決議があったものとみなされた日
- (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第5章 役員会

(構成)

第27条 役員会は、役員をもって構成する。

(権能)

第28条 役員会は、この規約で別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第29条 役員会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 代表が必要と認めたとき。
- (2) 役員総数の3分1以上から会議の目的である事項を記載した書面又は書面に変わる電磁的方法をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第14条第4項第5号の規定により、監査から招集の請求があったとき。

(招集)

第30条 役員会は、代表が招集する。

- 2 代表は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときには、その日から起算して7日以内に役員会を招集しなければならない。
- 3 役員会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は書面に代わる電磁的方法によって、少なくとも役員会の開催の日の7日前までに通知しなければならない。

(議長)

第31条 役員会の議長は、代表がこれに当たる。

(定足数)

第32条 役員会は、役員総数の過半数の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第33条 役員会における議決事項は、第30条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 役員会の議事は、この規約に別に定めるもののほか、役員総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(役員の表決権等)

第34条 各役員の表決権は、平等とする。

- 2 やむを得ない理由のため役員会に出席できない役員は、あらかじめ通知された事項について書面又は書面に代わる電磁的方法により表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した役員は、第32条、第33条第2項及び第35条第1項第2号の

適用については、役員会に出席したものとみなす。

- 4 役員会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることをできない。

(議事録)

第 35 条 役員会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 役員総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者、電磁的方法による表決者がある場合にあっては、その旨を付記すること。）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名しなければならない。

第 6 章 資産及び会計

(資産の構成)

第 36 条 この団体の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 入会金及び会費
- (2) 寄附金品
- (3) 財産から生じる収益
- (4) 事業に伴う収益
- (5) その他の収益

第 37 条 この団体の資産は、代表が管理し、その管理方法は、役員会の議決を経て、代表が別に定める。

(事業計画及び予算)

第 38 条 この団体の事業計画及びこれに伴う活動予算は、代表が作成し、役員会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第 39 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、代表は、役員会の議決を経て、予算成立の日まで前年度の予算に準じて収益費用を講じることができる。

- 2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第 40 条 予算超過又は予算外の費用に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

- 2 予備費を使用するときは、役員会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第 41 条 予算作成後にやむを得ない事由が生じたときは、役員会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第 42 条 この団体の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、代表が作成し、監査を受け、総会の承認を経なければ

ばならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第 43 条 この団体の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(臨機の措置)

第 44 条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務を負担し、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第 7 章 規約の変更、解散及び合併

(規約の変更)

第 45 条 この団体が規約を変更しようとするときは、総会において、その出席した正会員の 4 分の 3 以上の議決を得なければならない。

(解散)

第 46 条 この団体は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定

2 前項第 1 号の事由によりこの団体が解散するときは、正会員総数の 4 分の 3 以上の承諾を得なければならない。

(残余財産の処分)

第 47 条 この団体が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散の場合を除く。）したときに残存する財産は、NPO 法第 11 条第 3 項に掲げる者、または、こども食堂ネットワークぐんまのうち、総会に出席した正会員の過半数をもって決した者に譲渡するものとする。

(合併)

第 48 条 この団体が合併しようとするときは、総会において正会員総数の 4 分の 3 以上の議決を得なければならない。

第 9 章 雑則

(細則)

第 49 条 この規約の施行について必要な細則は、役員会の議決を経て、代表がこれを定める。

第 50 条

本会は特定な宗教、政治、営業、反社会的団体と関わらない。

第 51 条

会員はこの団体の活動をとおして知り得た個人情報をむやみに口外してはならない。

附 則

- 1 この規約は、令和 3 年 11 月 28 日臨時総会から施行する。